

商工業者数
3,036人

小規模事業者数
2,295人

商工会員数
1,628人



常総市 商工会だより

第121号

発行 常総市商工会

□水海道事務所
〒303-0003 茨城県常総市水海道橋本町3552-1
TEL. 0297-22-2121 FAX. 0297-22-2124
□石下事務所
〒300-2706 茨城県常総市新石下3678
TEL. 0297-42-3155 FAX. 0297-42-8513
ホームページ <http://www.joso.or.jp/>
E-mail info@joso.or.jp

「中小企業等経営強化法」が施行されました

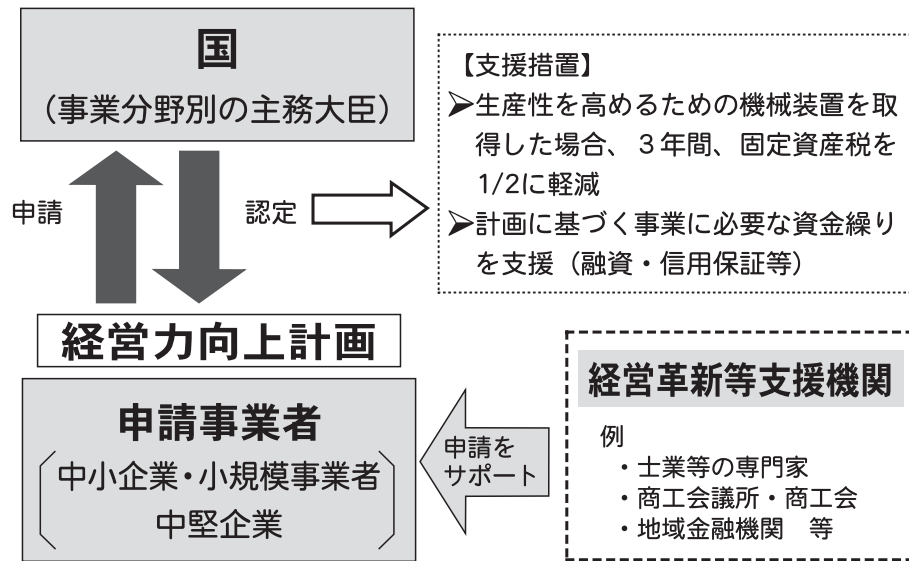
この法律は、労働力人口の減少、企業間の国際的な競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応し、中小企業・小規模事業者・中堅企業の経営強化を図るため、事業所管大臣が事業分野ごとに指針を策定するとともに、当該取組を支援するための措置等を講じます。

1. 中小企業等経営強化法 経営力向上計画の概要

(1) 制度の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援を受けることができます。

また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。



(2) 制度利用のポイント

【ポイント1】申請書類は実質2枚

①企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容など簡単な計画等を策定することにより、認定を受けることができます。

【ポイント2】計画策定をサポート

認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や工業、地域金融機関等）に計画策定の支援を受けることができます。また、ローカルベンチマークなどの経営診断ツールにより、計画策定ができるようにしています。

【ポイント3】認定計画に基づき取得した一定の機械及び装置の固定資産税が半分に

計画認定を受けた場合、資本金1億円以下の会社、個人事業主などは、①160万円以上の機械及び装置であって、②生産性が年平均1%以上向上等の要件を満たせば、固定資産額の課税標準が3年間半額になります。

【ポイント4】その他の金融支援もご用意

計画認定を受けた場合、政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

ご案内 社会保障・税番号制度 ～マイナンバー制度～

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が始まりました。

国税分野におけるポイント

税務関係書類(申告書・申請書など)にマイナンバーを記載してください

⇒マイナンバーの記載が必要となる時期(例)

| | 記載対象 | 一般的な場合の提出時期 |
|------------|-------------------------------------|---|
| 所得税 | 平成28年分以降の申告書 | (平成28年分の場合) ⇒平成29年2月16日から3月15日まで |
| 贈与税 | 平成28年1月1日の属する年分以降の申告書 | (平成28年分の場合) ⇒平成29年2月1日から3月15日まで |
| 消費税 | 平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書 | (平成28年分の場合) ⇒平成29年3月31日まで |
| 相続税 | 平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書 | (平成28年1月1日に相続があったことを知った場合) ⇒平成28年11月1日まで |
| 法定調書 ※1 | 平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書 | (例)平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ⇒平成29年1月31日まで |
| 申請書・届出書 ※2 | 平成28年1月1日以降に提出するマイナンバーの記載が必要となる申請書等 | 各税法に規定する提出時期 |

※1 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける方等の番号も記載する必要があります。なお、本人へ交付する給与所得の源泉徴収票や特定口座年間取引報告書などへのマイナンバーの記載は不要です。

※2 平成28年度税制改正より、一部の申請書・届出書について、マイナンバーの記載が不要になりました。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

当社は森下町で理容業を昭和49年に開業し、現在は夫婦二人で経営をしております。当社は、一人一人のお



お客様の髪や頭皮の状態を見ながら、洗髪時のシャンプー等を変更するなどして頭皮や髪の毛に係る負担を軽減しています。また、近隣市町村では珍しく「茨城キッズカード」「シニアカード」の取扱店となっています。当社は保健所から「理容師出張業務」の許可を取得し、病院などに出向いてカットをし

お客様の髪や頭皮の状態を見ながら、洗髪時のシャンプー等を変更するなどして頭皮や髪の毛に係る負担を軽減しています。また、近隣市町村では珍しく「茨城キッズカード」「シニアカード」の取扱店となっています。当社は保健所から「理容師出張業務」の許可を取得し、病院などに出向いてカットをし



56

常に先を行く営業を心掛け
お客様の利便性を考えた理容店を目指して
トコヤ なかやま